

東通原子力発電所建設段階における不適合事象発生時の公表について

1. 公表方針

- 建設現場に起こりうる重大な事故、社会的影響の大きい事象及び地域の方々の関心の高い不適合事象をプレス発表やホームページなどで公表いたします。

公表区分		不適合事象		公表方法	
		事象の概要	主な具体例	プレス発表	ホームページ
区分Ⅰ	<u>夜間・休祭日を問わず公表</u>	建設現場に起こりうる重大な事故等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大人身災害（死亡事故、これに準ずる重傷事故） ・ 火災の発生（緊急車両（サイレン有りの消防車）での入構） ・ 構外への危険物の漏えい（構外に流出する恐れのある場合） ・ 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第3条*¹対象 <p>*¹ 着工以降に適用：感電死傷事故、電気火災事故、供給支障を発生させた事故</p>	◎	◎
	区分Ⅱ (*)	<u>休祭日を問わず公表、夜間の場合は翌朝準備が整い次第公表</u>	—	—	—
区分Ⅲ	<u>適宜公表（平日）</u>	ⅢA. 社会的影響の大きい事象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社外へ大きな影響を与える事象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合によって建設工程へ大きな影響を与えた場合 ・ 不適合によって官庁検査合格以降に当該検査結果に影響を与える手直しを行った場合（改良や設計変更は除く） ・ 不適合によって品質保証体制が十分に機能しなかった場合 ○ 法令に基づく報告事象 （原子力発電工作物に係る電気関係報告規則以外） <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法 ・ 労働安全衛生法 ・ 環境条例 	準備整い次第	準備整い次第
		ⅢB. 近隣地域の方々の関心事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場作業上の人への負傷、病気の発生で病院へ搬送した場合 ・ 火災の発生（緊急車両（サイレン有りの消防車）以外での入構） ・ 危険物の漏えい（消防署へ出動要請した場合） ・ 自然災害が発生した場合 ・ 構外へ影響したと思われる異音、煙、異臭等が発生した場合 	—	□

◎：夜間・休祭日を問わず実施 □：定期的の実施（左記については、原則的な公表時期を示す）

*：区分Ⅱについては、今後の燃料装荷以降に設定予定。

注）：上記以外の不適合事象については、不適合管理委員会において管理実施。

以上